ひろさき環境パートナーシップ21会則

設立趣旨

わたしたちは、市と連携・協働のもとに、弘前市の環境分野に関する事業を推進するため、市民や事業者の自立的な組織として、ここに会則を定め「ひろさき環境パートナーシップ21」を設立します。

1 名称

本会は、「ひろさき環境パートナーシップ21」と称します。(以下「パートナーシップ21」と略す。)

2 パートナーシップ21の会員

会員は弘前市内在住・在勤・在学で参加申し込み登録した人及び、市内の事業所・各種団体等で参加申し込み登録したところとします。15歳未満の児童・生徒については、保護者の同意を必要とします。また、退会するときは、退会届を提出するものとします。(様式別途)なお、運営委員会の承認を得た場合は、市外からの参加も可とします。

3 全体会議

全体会議は全会員で構成し、下記の役割を担います。承認は出席者の過半数の賛成を要することとします。

- (1) 全体に関わる事項の承認
- (2) 市とパートナーシップ協定を締結する場合の承認
- (3) 予算・決算の承認

4 代表

代表を1名、副代表を1名置きます。代表・副代表の任期は共に2年間とし、再任は妨げないこととします。副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時は、その役割を代行します。代表は下記の役割を担います。

- (1) パートナーシップ21の総括
- (2) 運営委員会の開催
- (3) 全体会議の開催
- (4) 外部への情報提供に関する事項の決定と、公式発表の責任を負うこと
- (5) 市とパートナーシップ協定を締結する場合の協定書への署名
- (6) 予算の管理

5 運営委員会

運営委員会は、市民組織として全体的な活動を進める上で、経常的な運営について検討・決定し、実行する責任を果たすとともに、必要があれば各グループでの個別課題についても全体的な検討・連絡調整を行います。運営委員会の構成員は、代表、副代表、各グループのグループリーダー、サブリーダー、事務局長、会計、広報とします。運営委員会は構成員の過半数をもって成立し、決定等は出席者の過半数の賛成を要することとします。また、必要がある場合は、運営委員会に構成員以外の者をオブザーバーとして出席させることができることとします。

運営委員会は下記の役割を担います。

- (1) 代表及び副代表の選任
- (2) グループの新設、改廃の決定
- (3) 各グループの活動の調整
- (4) 情報収集、調査活動等の企画、調整、決定
- (5) 事務局長・会計・広報・監事の選任
- (6) 会則の変更の検討
- (7) 特別委員会の設置及び委員、委員長の選任
- (8) 全体会議の開催請求
- (9) 市との間で開催する連絡調整会議への出席者の選任
- (10) 市外からの参加申し込みの承認

6 事務局

事務局に事務局長を置きます。任期は2年間とし、再任を妨げないこととします。事務局長は各部の事務 担当者と共に、パートナーシップ21の運営に関する事務局機能を果たします。

7 会計

会計に担当者を2名置きます。任期は2年間とし、再任は妨げないこととします。会計はパートナーシップ21の経理を担当するとともに、その透明性を確保します。会計に会員名簿と役員名簿、会計帳簿を備えます。

8 広報

広報に担当者を置きます。任期は2年間とし、再任は妨げないこととします。広報は、運営委員会や各グループなどの活動に関する情報公開や広報を担当し、市と協働して環境広報誌の発行や、インターネット、FMアップルウェーブ等の広報メディアを活用した広報に努めます。

9 特別委員会

各グループに共通する問題への対応や、事業運営等に必要な場合、特別委員会を設置します。特別委員会の委員長、委員の任期は運営委員会で定めることとします。

10 グループ及び事業

グループは市と協働して弘前市の環境分野に関する事業を推進する。必要に応じてグループを新設、改廃 することができることとします。グループの主な事業は下記のとおりとします。

- (1) 生活環境グループ(ごみ、リサイクル、消費生活等)
- (2) 農業環境グループ (自然循環型農業等)
- (3) 快適・文化環境グループ(まちづくり、歴史的文化遺産保全、景観、都市計画等)
- (4) 自然環境グループ (だんぶり池、自然観察、環境学習等)
- (5) 地球環境グループ(地球温暖化、再生可能エネルギー、省エネルギー、環境学習等)
- (6) エコクラブ(自然観察、水質調査、壁新聞作り等)

11 グループの運営

グループにグループリーダー及びサブリーダーを置きます。リーダーはグループを代表し、グループの運営にあたります。サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故ある時は、その役割を代行します。リーダー及びサブリーダーは、各グループで所属員(入会申込書で申し出たグループ情報別)の中から選出するものとします。リーダー及びサブリーダーの任期は2年間とし、再任は妨げないこととします。

また、各グループでは事務及び広報の担当者を選出し、各グループの庶務、記録等に当たるとともに、担当者はそれぞれ事務局、広報の運営に協力することとします。

12 会 費

- (1) 会費は1 年1 世帯1000 円とし、連絡事務費及び運営費の補助として活用します。残金が出た場合は次年度に繰り越し返金はしません。
- (2) 会費納入は会計に直接納入か銀行振り込みとします。その際にかかる振り込み料は本人負担とします。

13 運営費用・監査

運営費用は会費及び協賛金、寄付金、補助金等によりまかなうこととします。会計年度は、4月1日から翌年3月31日とし、会計の監査を行うため、監事2名を運営委員会で選任することとします。

14 パートナーシップ21の事務局所在地

パートナーシップ21の事務局は当面、次の所へ置きます。

弘前市大字上白銀町1-1 弘前市環境課環境保全係 気付

付 則

- 1 本会則に規定のない事項については全体会議の議決を経て別に定めるものとする。
- 2 本会則は平成14 年2月16日から実施する。

平成20年6月14日一部改正

平成26年6月7日一部改正

平成28年6月4日一部改正

令和元年6月8日一部改正